

「モデル処分基準」の一部改正

警察庁は「モデル処分基準」の一部を改正し、ホームページに公開した。これを受けて、全警協では、その内容を各都道府県警備業協会に通知した。



1 趣旨

警察庁では、警備業法上の不利益処分に関する処分基準について、全国的に統一を図る観点から「モデル処分基準」を各都道府県警察に示しているところである。

このたび「処分基準」の別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」について、他法令

の処分基準との整合性を図ると共に警備業の法令違反が増加傾向にあることや社会的影響が大きくなっていることに鑑み、その一部が改正されたため、全警協は、各都道府県警備業協会に別掲のとおり通知した。

なお、最新の「モデル処分基準」については、本年四月一日に警察庁のホームページにおいて公開されているので確認していただきたい。

また、この一部改正に伴い、各都道府県警察において、警備業法上の不利益処分に関する処分基準が、順次、改正されることになっているが、施行日が都道府県ごとに異なるので、今後もその動向を注視する必要がある。

警察庁ホームページURL

モデル処分基準が作成されている不利益処分一覧表

<http://www.npa.go.jp/pdc/model/shobun/index.htm>

2

改正概要

「モデル処分基準」では、次の七つの「処分基準」が定められている。

- ① 警備業の認定の取消し(法第8条)
 - ② 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令(法第22条第7項)
 - ③ 合格証明書の返納命令(法第23条第5項において準用する第22条第7項)
 - ④ 機械警備業務管理者資格者証の返納命令(法第42条第3項において準用する第22条第7項)
 - ⑤ 警備業者に対する指示(法第48条)
 - ⑥ 警備業務に係る営業の停止命令(法第49条第1項)
 - ⑦ 営業の廃止命令(法第49条第2項)
- これらの処分のうち「⑤警備業者に対する指示」及び「⑥警備業務に係る営業の停止命令」については、別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」に詳細が定められており、また、法令違反行為等の軽重に応じてA、B、C、D、E、F、O及びIに分類した別表が付されている。

このたび、この基準及び別表が、次のとおり改正された。

(1) 第9条(営業停止命令を行うべき場合)

第9条第1項に「警備業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。」と記載されていたが、もともと「指示処分違反」は、別表第1(36)に記載されていることから、本文から削除され、第9条第2項の箇条書き(1)及び(2)の「法令違反行為」が「法令違反行為等」に修正されるなど、語句が整理された。

(2) 第11条(営業停止命令の範囲)

改正前の第11条では、営業停止命令は、関係する営業所において取り扱う警備業務に係るものであって、かつ、その営業所を管轄する公安委員会の区域内に限られていた。

しかし、この内容について他の法令の処分基準との整合性が図られ、原則として、複数の営業所がある場合、全ての営業所に対して営業停止が命じられ、また、二以上の区分に係る警備業務を行っている場合は、全ての区分に係る警備業務に対して営業停止が命じられることになった。ただし書で、特に必要と認める場合は、一部の営業所又は特定の区分に係る警備業務に対して行うことが記載されているものの営業停止命令の範囲は広がっており、非常に厳しくなっている。

(3) 第12条(基準期間等)

次に掲げる分類の営業停止期間の「長期」が、次のとおり延長され、厳しくなった。

- A 変更なし
- B 変更なし
- C 長期四月 ⇩ 長期五月
- D 長期二月 ⇩ 長期三月
- E 長期一月 ⇩ 長期二月
- F 長期十四日 ⇩ 長期一月
- O 変更なし

(4) 第16条(営業停止期間の決定)

第16条第3項では、基準期間より長い期間を営業停止期間にすることができるとしているが、新たな事由として「営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいこと。」が追加された。

(5) 別表第1について

別表第1の(24)指導・監督義務違反が「F」に分類され、一層、適切な指導・監督が求められることとなった(「別表第1」参照)。

(6) 別表第2について

別表第2が、加除訂正された(「別表第2」参照)。